

雇用就業対策に関する提言

雇用就業対策の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 総合的な地域雇用対策について

(1) 地域の実態を踏まえた雇用創出を図るため、緊急雇用創出事業を継続・拡充するなど、雇用対策関連予算の充実を図ること。

また、当該事業における、「地域人づくり事業」の実施期間を延長するとともに、有効求人倍率の低い地域に対する十分な配慮や、新しい雇用対策の実施等を図ること。

(2) 若年者等を取り巻く雇用情勢が依然として厳しいことを踏まえ、地域の実情に応じた雇用創出及び求職者支援等の雇用対策を充実するとともに、都市自治体が実施する雇用・就業対策について十分な財政支援を行うこと。

(3) 地域活力の向上を目指し、U J I ターンの促進を図ること。

2. 高齢者の就労機会の拡大を図ること。

また、シルバー人材センター事業に対する十分な財政措置を講じること。

3. 女性の就労機会の拡大を図ること。

4. 地域若者サポートステーションについて、委託期間を複数年度に改めること。

また、地域の実情を踏まえ、安定的な相談体制の充実強化を図るとともに、事業実施に係る費用について十分な財政措置を講じること。

5. ふるさとハローワーク（地域職業相談室）について、廃止に係る基準を緩和し、設置の恒久化を可能とすること。

6. 東日本大震災関係について

(1) 震災等緊急雇用対応事業について、財政措置を拡充すること。

また、雇用期間を延長するとともに、対象地域を拡大すること。

- (2) 地域で働く意識醸成やU J I ターン促進に向けた取組み、新規就業者に係る研修等に対する制度の構築・拡充など、若者等の地元定着を図るための支援策を講じること。
- (3) 新たな企業誘致や雇用機会創出を図るため、震災関連人材育成支援奨励金の期間を延長すること。
- また、同奨励金と被災者雇用開発助成金について、支給要件緩和や支給額の増額など、支援内容の充実を図ること。
- さらに、県域を越えた雇用確保対策など、被災地域内の企業への就労を促すための新たな施策を講じること。
- (4) 被災地の労働力不足を解消するため、高齢者及び女性の雇用機会の拡充をはじめ、労働者受入れに向けた支援策の拡充や、建設、介護及び水産関係の労働力確保対策を講じること。
- (5) 避難者の安定した生活の実現に向け、ニーズに即した就労支援策を推進すること。